

地医第466号
令和7年8月28日

病院開設者様
診療所開設者様
市町村医療担当課長様
一部事務組合管理者様

新潟県福祉保健部地域医療政策課長

令和8年度国庫補助事業等に係る事業計画の提出について（通知）

標記について、令和8年度の事業計画がある場合は、下記により事業計画書を提出願います。

記

- 1 提出期限
令和7年9月19日（金）必着
※事業計画がない場合は回答不要です。
- 2 提出先等
下記担当に**電子データ**で提出
※紙媒体は不要です。見積書、カタログ等はスキャンデータで提出願います。
- 3 提出書類
別紙「提出書類について」のとおり
※必ず添付の様式にて提出願います。
- 4 対象事業
別紙「募集事業一覧」のとおり
- 5 留意事項
 - (1) 国庫補助金の国内示率が年々減少しており、また県の予算にも限りがある中、すべての事業に補助金を交付することが難しい状況です。限られた予算を効果的に活用するため、以下の事項に十分御注意ください。
 - ・提出する事業計画が各補助事業の目的に合致するか、十分御検討ください。
 - ・補助金の目的に合致しない事業執行があった場合、補助金の返還を求めることがあります。
 - ・今回提出する計画額と令和8年度の交付申請額に大幅な乖離がないよう、金額の精査をお願いします。
 - (2) 事業計画提出後の計画変更や増額等は原則認められません。

- (3) 設備整備事業の場合は、見積を3者以上から徴取し添付してください。
- (4) 施設整備事業の場合は、厳格に積算を行い根拠資料等添付してください。
- (5) 施設整備及び設備整備事業の場合は、それぞれの事業実施理由書において、整備の緊急性及び重要性を具体的かつ詳細に記載してください。
- (6) 病院群輪番制病院施設整備事業又は設備整備事業の計画がある病院は、上記の提出期限に関わらず、必ず市町村担当課に速やかに相談し、その指示に従ってください。市町村担当課は、病院の意向を踏まえ、上記期限までに必要書類を提出してください。
- (7) 施設整備事業及び設備整備事業において、交付決定の内示前に事業に着手した場合は、補助金の交付が受けられなくなることがあります。
- (8) 本照会の対象としている国庫補助事業は現時点での国の交付要綱に基づいていますが、今後、交付要綱の改正があった場合は、事業の廃止・見直しや補助率・基準額の変更等が行われる可能性があります。
- (9) 「募集事業一覧」に記載のない国庫補助事業の実施を希望する場合は、個別に御相談ください。
- (10) 必要に応じヒアリングを行う場合があります。日程等詳細は後日調整します。

6 その他

下記県ホームページにも、提出様式や交付要綱等掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikiiryo/r8hojoboshu.html>

【提出先、お問合せ先】

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

地域医療政策課医療企画班 上原

電 話：025-280-5379

メール：ngt040320@pref.niigata.lg.jp